

質 疑 回 答 書

業務委託名：「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査業務委託」

令和 8年 4月 21日

番号	質問内容
1	<p>公告2 応募資格等 (4)ウ (a)都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の作成に関する業務 (b)都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)の作成に関する業務</p> <p>作成に関する業務とは改定も含まれる認識でよろしいでしょうか。</p> <p>(回答) 改定も含まれる認識でお間違いありません。</p>
2	<p>公告2 応募資格等 (5)※県内に営業所を有する法人については事業形態を確認し、応募資格の有無を判断する。</p> <p>事業形態とは、本業務に関する業種を登録していればよろしいでしょうか。応募資格の有無の判断基準について詳細をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>(回答) 事業形態として、営業所にその業務を遂行できる人員が備わっているか、単なる連絡先としての営業所ではなく、委託業務の履行にあたり、責任者が常駐し、県との緊密な連携が可能かを確認します。 応募申請書提出の際に、会社の組織図、営業所の人員等がわかる資料を添付してください。</p>